吸収分割に関する事後開示事項

（会社法第 791 条第１項第１号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第３項第２号に定める書面）

2023 年１月 12 日

四国化成ホールディングス株式会社

四国化成建材株式会社

2023年1月12日

香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地1
四国化成ホールディングス株式会社
代表取締役社長　渡邊　充範

香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地1
四国化成建材株式会社
代表取締役社長　眞鍋　宣訓

吸収分割に関する事後開示事項
（会社法第 791 条第１項第１号及び会社法施行規則第 189 条
並びに会社法第 801 条第３項第２号に定める書面）

四国化成ホールディングス株式会社（2023年１月１日付で「四国化成工業株式会社」より商号を変更いたしました。以下、「分割会社」といいます。）及び四国化成建材株式会社（2023年１月１日付で「四国化成工業建材事業分割準備株式会社」より商号を変更いたしました。以下、「承継会社」といいます。）は、2022年４月28日付で締結した吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、効力発生日を2023年１月１日として、分割会社の建材事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する事後開示事項は、以下のとおりであります。

１．吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第１号）

2023年１月１日

２．吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第２号）

（１）会社法第 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の２の規定に基づき、本吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

（２）会社法第 785 条の規定による手続の経過

分割会社は、2022年12月９日付で会社法第 785 条第３項及び第４項に基づく公告を行いましたが、会社法第 785 条第１項に従い分割会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

（３）会社法第 787 条の規定による手続の経過

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（４）会社法第 789 条の規定による手続の経過

分割会社は、本吸収分割における分割会社から承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

３．吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第３号）

（１）会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の２の規定に基づき、本吸収分割の差止請求をした株主はありませんでした。

（２）会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社は、2022 年 12 月９日付で承継会社の株主に対し、会社法第 797 条第３項に基づく通知を行いましたが、会社法第 797 条第１項に従い承継会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

（３）会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第２項の規定に従い、2022 年 11 月 18 日付官報により、その債権者に対して所定の事項を公告を行いましたが、申述期限までに会社法第 799 条第１項の規定による異議申述を行った債権者はありませんでした。

なお、承継会社には、知れている債権者は存在しないため、承継会社は知れている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

４．吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第４号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2023 年１月１日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社が建材事業に関して有する権利義務を承継しました。

５．吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第５号）

2023 年１月６日

６．その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第６号）

該当事項はありません。

以上